

事業主各位



高田労働基準協会長

低圧電気取扱業務に係る 特別教育の実施について(ご案内)

労働安全衛生規則第36条4号に基づく特別教育(学科・実技)を下記により開催しますので、多数の皆様が受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 受講対象者

低圧*1の充電電路*2の敷設もしくは修理の業務又は配電盤室、変電室など区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分露出している開閉器の操作業務に従事する者。
なお、活線作業及び活線近接作業を行う場合、これらの作業にかかる実技は事業所で実施して下さい。

*1 低圧とは、直流750V以下、交流600V以下である電圧をいう。

*2 「対地電圧50ボルト以下」及び「電信電話用など感電危害を生ずる恐れのないもの」を除く。

2 開催日時

令和8年9月8日(火) 午前8時40分～午後5時30分

* 開閉器の操作にかかる実技1時間含む。

3 申込期間

令和8年9月1日(火)まで

申込順に受付けて定員50名になり次第、締め切らせて頂きますので、

申込の際は、事前に定員状況をご確認下さい。

4 会場

上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)

5 申込方法

(1)受講料

会 員 ￥9,900 (テキスト代含む)

非会員 ￥12,100 (テキスト代含む)

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

(2)申込先

別添(次頁)の申込書に受講料の振込領収証(写)添付してFAXにて申込下さい。

高田労働基準協会

☎ 025-523-9595

FAX 025-522-9599

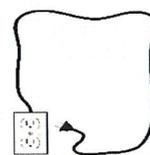
〒943-0803

上越市春日野1-5-10

(3)受講料振込先

第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300

名義人:高田労働基準協会事務局



6 注意事項

- (1) 当日は午前8時20～40分の間に受付を済ませて下さい。
- (2) 受講票は発行しませんので、受付時に申込書(控・コピー)を提示して受付して下さい。
複数名同時に受付される場合は、申込書(控)は1枚持参で差し支えありません。
- (3) 昼食は各自準備して下さい。

低圧電気取扱業務特別教育申込書

開 催 日 令和8年9月8日(火)

受講No. (事務局 記載欄)	ふりがな	生年月日	現 住 所 * 県内在住者は県名省略可。 * 県外住所の方は運転免許証 [㊟] など住所確認ができるものを添付して下さい。
	氏 名		
		昭和・平成 年 月 日生	

* ご記入いただいた個人情報
は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。

高田労働基準協会の 会員 ・ 非会員 いずれかに○印を付して下さい。

年 月 日

事業所の名称

☒

高田労働基準協会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名

* 事業者(代表者)の捺印不要です

ご担当者名：部署

(担当者名は姓のみで可)